

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月22日（木）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○議席の一部変更及び議席の指定	6
○議長の選挙	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○管理者の挨拶	9
○議案第 1号 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	11
○議案第 2号 平成30年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	11
○議案第 3号 平成30年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	11
○議案第 4号 平成30年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について	11
○議案第 5号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	11
○議案第 6号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について	11
○議案第 7号 平成30年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について	11
○議案第 8号 平成30年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について	11
○議案第 9号 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について	11

○会議時間の延長	39
○議案第10号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)	39
○議案第11号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)	39
○議案第12号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について	39
○議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例	42
○議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	42
○議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	42
○閉会	48

大里広域市町村圏組合告示（乙）第4号

平成30年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年3月15日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成30年3月22日（木）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	千	葉	義	浩	議員	2番	小	島	正	泰	議員	
3番	小	鮒	賢	二	議員	4番	閑	野	高	広	議員	
5番	林		幸	子	議員	6番	桜	井	く	る	み	議員
7番	福	田	勝	美	議員	8番	松	岡	兵	衛	議員	
9番	加	賀	崎	千	秋	議員	10番	角	田	義	徳	議員
12番	鈴	木	三	男	議員	13番	三	田	部	恒	明	議員
14番	倉	上	由	朗	議員	15番	仲	田			稔	議員
16番	稻	山	良	文	議員	17番	吉	田	正	美	議員	

不応招議員（1名）

11番	為	谷		剛	議員
-----	---	---	--	---	----

○会 期 3月22日

○議事日程

日程第1 議席の一部変更及び議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 管理者の挨拶

日程第6 (議案第 1号) 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 平成30年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 平成30年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 平成30年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 平成30年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 6号) 平成30年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 7号) 平成30年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 8号) 平成30年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(議案第 9号) 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第7 (議案第10号) 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)

(議案第11号) 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(議案第12号) 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

(上程～採決)

日程第8 (議案第13号) 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例

(議案第14号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

1番	千葉	義浩	議員	2番	小島	正泰	議員
3番	小鮒	賢二	議員	4番	閑野	高広	議員
5番	林	幸子	議員	6番	桜井	くるみ	議員
7番	福田	勝美	議員	8番	松岡	兵衛	議員
9番	加賀崎	千秋	議員	10番	角田	義徳	議員
12番	鈴木	三男	議員	13番	三田部	恒明	議員
14番	倉上	由朗	議員	15番	仲田	稔	議員
16番	稲山	良文	議員	17番	吉田	正美	議員

○欠席議員(1名)

11番 為谷 剛 議員

○説明のための出席者

管理者	富岡	清
副管理者	小島	進
〃	花輪	利一郎
事務局長	矢吹	浩一
事務局 次長兼 総務課長	島田	久一
介護保険 課長	田島	斉
業務課長 兼熊谷 衛生セン ター所長	東	和浩

○事務局職員出席者

副課長	米澤利之
主査	森久高
主査	田辺知士
主査	長谷川卓也

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○三田部副議長 皆様、こんにちは。副議長の三田部でございます。

さて、熊谷市から選出されておりました栗原健昇議員から平成29年12月13日に議員辞職願が提出され、同日付で許可をいたしました。

そのため、議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長が選出されるまで議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

出席議員が定足数に達しましたので、平成30年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名でございます。

欠席議員は、為谷剛議員。

以上であります。

△諸般の報告

○三田部副議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりであります。

なお、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、本日の議事日程であります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

△議席の一部変更及び議席の指定

○三田部副議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び議席の指定、本件を議題といたします。

栗原健昇議員の後任として桜井くるみ議員が平成29年12月20日に就任されましたので、御了承をお願いいたします。

桜井くるみ議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

6番、福田勝美議員、7番、松岡兵衛議員、8番、加賀崎千秋議員の議席を1番ずつ繰り下げたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり議席の一部変更を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○三田部副議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと存じます。

6番 桜井くるみ 議員

以上のとおり指定いたします。

それでは、6番から9番の氏名標をお立てください。

△議長の選挙

○三田部副議長 日程第2、議長の選挙、本件を議題といたします。

ただいま議長が欠員となっておりますので、議長の選挙を行いたいと存じます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○三田部副議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議員から推薦をいただき、副議長が指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○三田部副議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員から推薦をいただき、副議長が指名することに決定いたしました。

推薦を願います。

福田議員。

○7番福田勝美議員 松岡兵衛議員を議長に推薦したいと思います。

○三田部副議長 お諮りいたします。

ただいま福田勝美議員から松岡兵衛議員を議長に推薦したい旨発言がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○三田部副議長 御異議なしと認めます。

議長に松岡兵衛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました松岡兵衛議員を当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○三田部副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松岡兵衛議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました松岡兵衛議員に会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました松岡兵衛議員に議長就任の御挨拶をいただければと存じます。どうぞ前へお願いいたします。

○松岡議長 では、改めて、皆さん、こんにちは。ただいま議長に御指名いただきました松岡でございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

この組合は、ごみの処理施設管理運営に関する事、それから介護保険に関する事を所管しております。介護保険、多分、平成12年に始まったのかなと思うのですが、1期が3年ですから、18年経過して、今期、ことしの4月から7期目に入るわけでありまして。そういうことで、平成37年だったですか、これから、7年後あたり、団塊の世代が75歳を超えるという、大変な状況を迎えるわけでありまして。7期ですから、前の議会になるわけでありまして。大変、介護保険、予算が、給付費等も含めて大変多くなる、それらを踏まえて今議会を控えるわけでありまして。皆様の議事協力をいただきますようお願いをいたしまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

〔拍手〕

○三田部副議長 それでは、松岡議長、議長席へお着き願います。

暫時休憩いたします。

〔副議長、議長と交代〕

午後 2時07分 休 憩

午後 2時08分 再 開

○松岡議長 会議を再開いたします。

ただいまから議長として職務を執行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

△会議録署名議員の指名

○松岡議長 次、日程第3、会議録署名議員の指名、本件を議題といたします。

会議規則第64条の規定に基づき指名をいたします。

16番 稲山良文 議員

17番 吉田正美 議員

以上の議員にお願いをいたします。

△会期の決定

○松岡議長 次、日程第4、会期の決定、本件を議題といたします。

このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○松岡議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

△管理者の挨拶

○松岡議長 次、日程第5、管理者の挨拶。

富岡管理者、お願いいたします。

○富岡管理者 皆さん、こんにちは。管理者の富岡清でございます。御挨拶を申し上げたいと存じますが、最近、私どもの地域は大変スポーツで明るい話題が多うございまして、寄居町の設楽悠太さんがマラソンで日本記録を出してくれたり、あるいは最近では深谷市の村岡桃佳さんがパラリンピックで大活躍をしてくれ、本当にうれしく思っているところであります。ただ、この後はワールドカップのほうで御協力をいただければというふうに思っているところであります。

さて、御挨拶を申し上げます。本日、平成30年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、年度末、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、平成30年度の当初予算を始め当面する諸案件につきまして御審議いただきますことは、広域行政進展のため、まことに喜びにたえないところでございます。組合事業につきましては順調に推移いたしておりますが、このことは、議員皆様の御指導、構成市町の御理解、御協力によるものと感謝しております。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計約11万7,226トンの処理を行ったところであります。昨年の同時期と比較いたしますと、約2,040トン、1.8%の増となっております。増加の要因といたしましては、クロバネキノコバエ類による被害を受けたネギの搬入量増加が主な要因というふうになっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までに大里広域クリーンセンターへの搬入量が約8,320トンで、これにつきましては、前年比約39トン、0.5%のプラスとなっております。

次に、介護保険事業でございますが、今年度は、先ほど議長さんの御挨拶にありましたように、第6期の介護保険事業計画の3年目、最終年度でありまして、現在、計画に沿って順調に推移をいたしております。また、こうした第6期事業計画の実績に基づきまして、平成30年度からの3年間

の運営指針となる第7期事業計画を策定いたしましたところでございます。

続きまして、今定例会に提案いたします議案についての概要を申し上げます。初めに、議案第1号から議案第9号まででございますが、平成30年度の予算議案9件でございます。厳しい財政状況の中、歳出予算の抑制に努めながら、組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして予算措置を行ったものでございます。

それでは、概要について申し上げます。一般会計でございますが、総額は60億5,394万1,000円で、前年度比15億7,576万3,000円、35.2%の増となっております。増額の主な理由は、長寿命化施設整備事業における「熊谷衛生センター第一工場基幹改良工事」の本格化に伴い、増額となるものでございます。

特別会計であります。総額283億6,466万9,000円で、前年度と比較いたしまして、9億3,017万7,000円、率にして3.2%の減となります。第1号被保険者数、介護サービスを受ける高齢者数が増加する中で予算額が減額となる要因でありますけれども、平成29年度当初予算は、第6期事業計画の策定時に見込んだ介護給付費等の額で編成されたことから、決算見込み額とのずれが大きく、過大な額となってしまいました。このため、前年度との比較で減額となったものであります。

なお、一般会計、特別会計を合わせますと344億1,861万円で、前年度と比べて6億4,558万6,000円、1.9%の増となります。

これらの財源であります。一般会計におきましては、構成市町からの負担金のほか、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、熊谷衛生センター第一工場基幹改良工事の財源として組合債を計上いたしました。

特別会計でございますが、構成市町からの負担金を始めとし、保険料のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を計上したところであります。

次に、議案第10号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金に積み立てる補正でございます。

議案第11号 平成29年度介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、平成28年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町へ負担金を返納するための経費等の補正でございます。

次に、議案第12号 大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正についてでございますが、国庫補助金の受け入れに伴い、減額となるため補正するものであります。

次に、議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、第7期介護保険事業計画策定により介護保険料を改定するものでございます。

次に、議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございますが、それぞれ市町の議会で御議決のあったことと思っておりますが、「入間東部地区衛生組合」の脱退及び「入間東部地区消防組合」の名

称変更による規約の変更でございます。

詳細につきましては事務局長から説明をいたしますので、議員皆様には、何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いをし、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○松岡議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

-
- △議案第1号 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第2号 平成30年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第3号 平成30年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第4号 平成30年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第5号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第6号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第7号 平成30年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
 - 議案第8号 平成30年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
 - 議案第9号 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○松岡議長 次、日程第6、議案第1号 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第9号 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以上9件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から議案第9号まで、順次御説明をいたします。

最初に、一般会計予算について御説明いたしますので、資料ナンバー1、一般会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第1号 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を60億5,394万1,000円と定めるものでございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページから3ページのとおりでございます。

第2条、地方債でございますが、4ページをお願いいたします。熊谷衛生センター第一工場の長寿命化施設整備事業に係る起債につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

5ページに参りまして、総括でございます。まず、歳入でございますが、前年度との比較では、4款財産収入は減額、2款使用料及び手数料と6款繰越金は同額、それ以外につきましては増額となっております。

6ページに参りまして、歳出でございます。3款衛生費が大幅な増となっております。これは、熊谷衛生センター第一工場の基幹改良工事の本格化に伴い、長寿命化施設整備事業の費用及びごみ処理の外部委託に係る費用等が増加したことが主な要因でございます。

歳入歳出それぞれの合計では、前年度と比較をいたしまして、15億7,576万3,000円、率にしまして35.2%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について御説明をいたします。最初に歳出から申し上げますので、15ページをお願いいたします。1款議会費は、組合議会の運営経費でございます。1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬や視察旅費、会議録作成等の経費でございます。

16ページに参りまして、2款総務費は組合の運営経費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、正副管理者及び事務局長以下職員6人分の給与等でございます。

事業名欄下の事務局費は、組合事務局の経費でございます。

18ページに参りまして、中ほどの14節使用料及び賃借料、説明欄下から2番目、情報機器借上料は、財務会計システム及びマイナンバー制度対応機器の借上料等でございます。

19ページに参りまして、2項公平委員会費、20ページに参りまして、3項監査委員費は、それぞれ委員報酬等の経費でございます。

21ページに参りまして、3款衛生費はごみ処理事業の経費でございます。1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、人件費は、ごみ処理事業担当職員15人分の給与等でございます。こちらにつきまして、ごみ処理基本計画の改定を2年後に控えまして、具体的に施設のあり方等を調査研究するなど、業務量増加に対応するために職員を1人増員としております。

その下、事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な運営経費でございます。

22ページに参りまして、11節需用費、説明欄上から4番目、施設補修費は、可燃物処理施設の機械設備等の補修や修繕に要する経費で、小規模な工事を行う経費でございます。

15節工事請負費は、同じく施設の改修等、大規模な工事を行う経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金の説明欄、23ページの一番上、交付金でございますが、可燃物処理施設が立地する2市に対し、事業系のごみ処理手数料から6億円を上限として交付するものでございます。

その下、25節積立金は、ごみ処理施設整備基金への積立金でございます。

次の事業名、長寿命化施設整備事業は、ごみ処理施設長寿命化計画に基づく基幹改良事業の経費でございます。平成30年度は、2年計画で実施しております熊谷衛生センター第一工場の2年目の事業ということになってございます。

13節委託料は、施工監理業務の委託料、15節工事請負費は、同センター第一工場の燃焼設備や排ガス処理設備などの基幹的な改良工事を行うことにより施設の延命化を図るものでございます。

その下の2目熊谷衛生センター費でございます。事業名、管理運営経費、11節需用費、説明欄上から3番目の光熱水費及びその下の燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道の料金及び燃料の購入費でございます。

説明欄下から2番目、施設その他修繕料は、緊急を要する施設修繕や機器、機械部品の交換修理等の経費でございます。

その下の薬剤等購入費は、排ガスに含まれる有害物質の中和、分解、除去に使用する薬剤等の購入費でございます。

13節委託料の説明欄、委託料は、焼却灰及びばいじんの資源化再生利用業務、環境分析業務等の委託費及び熊谷衛生センター第一工場基幹改良工事に伴う未処理ごみの外部処理委託料等でございます。

その下、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務の経費及び可燃物処理3施設の焼却灰等、運搬業務の経費を一括して計上しております。

24ページに参りまして、保守委託料は、施設の機械設備等の保守点検委託料でございます。

27節公課費の説明欄、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ばい煙発生施設を設置する事業者に対して課される賦課金で、硫黄酸化物の排出量に応じて算定されるものでございます。

その下の3目深谷清掃センター費、25ページに参りまして、4目江南清掃センター費でございますが、先ほど熊谷衛生センター費で申し上げました、基幹改良工事に伴う未処理ごみの外部処理委託料と焼却灰等の運搬業務委託料を除きまして、それぞれ施設規模に違いはございますが、その他の支出内容につきましては熊谷衛生センターと同様でございます。したがって、説明を割愛させていただきます。

26ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費、7節賃金は、不燃物残渣等の運搬、資源物の選別、事務補助等を担当する臨時職員14人分の賃金でございます。

27ページに参りまして、11節需用費の説明欄上から4番目、施設補修費は、破砕機のハンマー交換、ローターディスク等の補修のほか、緊急修繕に要する費用でございます。

その下の光熱水費は、施設の運転に必要な電気、水道料金でございます。

13節委託料の説明欄、委託料は、同センターにおける中間処理により発生した不燃残渣等の処理

委託料でございます。

その下、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務、有価物回収業務の委託料でございます。
以上がごみ処理事業に係る経費でございます。

29ページに参りまして、4款1項公債費は、長寿命化施設整備事業に伴い、借り入れた組合債の元金及び利子の償還金でございます。

30ページに参りまして、5款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。
以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、前に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金でございます。

1目1節事務費負担金は、組合の運営経費に対する負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の説明欄上から、可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南の可燃物処理3施設4工場の管理運営費に対する負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、長寿命化施設整備事業費負担金は、基幹改良工事等の事業費に対する負担金でございます。これらにつきましては、後ほど御説明をいたします。

8ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料は、可燃物処理施設におけるごみ処理手数料でございます。

9ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金は、基幹改良工事の工事費及び施工監理業務委託費に対する国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

10ページに参りまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金の運用益でございます。

11ページに参りまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目1節ごみ処理施設整備基金繰入金は、基幹改良工事等の財源として同基金から繰り入れるものでございます。

12ページに参りまして、6款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金でございます。

13ページに参りまして、7款諸収入、1項1目1節雑入の説明欄、物品売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル、使用済み小型家電等、資源物の売り払い収入でございます。

14ページに参りまして、8款1項組合債、1目衛生債、1節清掃債は、長寿命化施設整備事業債として起債し、基幹改良工事等の財源に充てるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、31ページから37ページは給与費明細書、38ページは債務負担行為に関する調書、39ページは地方債に関する調書でございます。

40ページをお願いいたします。続きまして、組合規約第15条第2項の規定によります市町別負担

金について御説明をいたします。40ページをお願いします。最初に、事務費の市町別負担金でございますが、負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は平成29年4月1日現在の総人口によります。

これにより算定される負担金額は、熊谷市4,256万6,136円、深谷市3,165万1,686円、寄居町964万9,178円、合計8,386万7,000円でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

なお、負担金の決め方でございますが、ただいま説明した部分につきましては規約に記載をされておりますとおりでございます。これ以外の負担金につきましては、議決をいただいて確定させていただくといったことでやらせていただいております。

次に、41ページに参りまして、議案第2号 平成30年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明をいたします。42ページに参りまして、表をごらんいただきたいと存じます。負担割合につきまして、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は平成29年4月1日現在の総人口、搬入割は可燃ごみの平成28年度実績によっております。

これにより算定される負担金額は、熊谷市13億3,506万1,276円、深谷市9億4,054万7,905円、寄居町2億6,996万6,819円、合計25億4,557万6,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に、43ページに参りまして、議案第3号 平成30年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明をいたします。44ページに参りまして、表をごらんいただきたいと存じます。負担割合でございますが、搬入割が不燃ごみの搬入量によることを除きまして、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。

これにより算定される負担金額は、熊谷市1億7,830万2,806円、深谷市1億4,094万930円、寄居町4,064万5,264円、合計3億5,988万9,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

次に、45ページをお願いいたします。議案第4号平成30年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について御説明をいたします。46ページの表をごらんいただきたいと存じます。負担割合でございますが、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。

これにより算定される負担金額は、事業費分と償還費分を合わせまして、熊谷市3,808万3,108円、深谷市2,657万1,585円、寄居町767万9,307円、合計7,233万4,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、介護保険特別会計について御説明をいたしますので、資料ナンバーの2、介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第5号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を283億6,466万9,000円と定めるもの

でございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページから5ページのとおりでございます。

第2条、歳出予算の流用でございますが、保険給付費について同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

ページを飛びまして、6ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入から御説明いたします。1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料で4億9,627万円の増、こちらは被保険者数の増加と保険料の改定によるものでございます。

2款分担金及び負担金は、市町別負担金で1億1,359万4,000円の減、1つ飛びまして、4款国庫支出金は、保険給付費に対する国の負担分等で3億5,331万円の減、5款支払基金交付金は、同じく第2号被保険者の負担分で5億4,045万8,000円の減、6款県支出金は、同じく県の負担分で1億3,622万9,000円の減でございます。これらは、いずれも給付費の見込み額が減額となったことに対応するものです。

7款財産収入は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、科目設置でございます。

8款繰入金は、介護保険給付費準備基金繰入金で、第1号被保険者保険料の不足額を補填するためのものでございます。

7ページに参りまして、歳出でございますが、1款総務費は、介護保険事業の運営経費で121万6,000円の増、こちらにつきましては、第6期事業計画策定及びマイナンバー制度対応の関係経費が減額となる一方で、権限移譲に対応するための職員1名増員に伴う人件費の増額等によるものでございます。

2款保険給付費は、介護サービス等の給付費で、9億6,005万7,000円の減で、第7期介護保険事業計画の見込みによるものでございます。なお、決算見込み額との比較では1.3%の増となる予定でございます。

3款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営経費等で、2,820万2,000円の増は、利用実績の増加並びに生活支援コーディネーターの業務増及び在宅医療介護連携拠点設置業務の委託化による委託料の増額等によるものでございます。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で、科目設置でございます。

5款諸支出金は、過年度分の保険料還付が増加していることから、100万円の増額といたしました。

6款予備費は、前年度と同額でございます。

以上、歳入歳出とも、合計金額は283億6,466万9,000円で、前年度と比べ9億3,017万7,000円、3.2%の減となりますが、保険給付費の減額が主な要因でございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容について御説明をいたします。歳出から申し上げますので、21ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険課職員22人分の給与等でございます。平成30年度から居宅介護支援事業所の指定及び指導

監督権限が県から移譲されることに伴い、職員を1名増員といたします。

次の事業名、介護保険業務経費は、業務の運営に係る経常的な経費でございます。

22ページをお願いいたします。12節役務費の説明欄上から、郵便料は、今年度実施した第7期事業計画のニーズ調査分が減額となっております。

また、情報通信費は、電話、介護保険システム等の回線使用料で、今年度予算に計上しました住基ネット端末分につきまして、構成市町の住基で対応できたことから、その分減額となっております。

13節委託料の説明欄上から2番目、プログラム作成委託料は、法改正等に伴う介護保険電算システム改修の業務委託料、次の保守委託料は、電算システムの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の説明欄の一番上の使用料、これは介護保険電算システムのソフトウェア使用料、一番下、情報機器借上料は、介護保険電算システムの借上料でございます。

23ページに参りまして、2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、介護保険料の賦課徴収等の経費でございます。事業名、滞納処分経費の13節委託料は、保険料の電話催告業務の委託料でございます。

24ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費の1節報酬の説明欄上の委員等報酬は、認定審査会委員140人の報酬、12節役務費は、認定結果通知等の郵便料でございます。

次に、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費の1節報酬、4節共済費、25ページに参りまして、9節旅費は、いずれも認定調査員20人分の経費でございます。

12節役務費の説明欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料、13節委託料は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に更新申請の認定調査を委託するための経費でございます。このことにつきまして、原則としては、新規は直営、更新については委託というようなすみ分けでございます。

26ページに参りまして、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及啓発パンフレット等の印刷費でございます。

27ページに参りまして、5項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会の経費でございます。

28ページに参りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付費事業の説明欄一番上、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費でございます。

その下、福祉用具購入費は、腰かけ便座、入浴補助用具等の購入に係る給付費、その下の住宅改修費は、手すりの取り付け、段差の解消等、住宅改修に係る給付費でございます。

その下、サービス計画費は、ケアプランの作成に係る給付費でございます。

次に、2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、グループホームなど地

域密着型サービスに係る給付費でございます。

次に、3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等、施設サービスに係る給付費でございます。

29ページに参りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄一番上、サービス給付費は、総合事業に移行した訪問介護や通所介護以外の介護予防サービスに係る給付費でございます。

2つ飛びまして、4つ目のサービス計画費は、介護予防ケアプランの作成費でございます。

次の2目地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護予防事業所において介護予防サービスを受けた場合に給付を行うものでございます。

30ページに参りまして、3項1目審査支払手数料は、保険給付に係る審査及び支払い事務を行う国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料でございます。

31ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、介護サービス利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として支給し、負担軽減を図るものでございます。

32ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯における医療費、介護サービス費の自己負担分の合算額が一定の上限額を超えた場合、医療、介護、それぞれから超えた分を還付し、負担軽減を図るものでございます。

33ページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、事業名、特定入所者介護サービス給付事業は、低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際の居住費、食費について負担軽減を図るものでございます。

34ページに参りまして、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費ですが、介護予防・生活支援サービス事業は、いわゆる新総合事業でございまして、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業の経費でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費、事業名、介護予防・生活支援サービス事業の13節委託料は、訪問型の短期集中予防サービス事業の実施に係る委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金、説明欄のサービス事業費負担金は、総合事業に移行した介護予防訪問介護、通所介護に相当するものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等に対し、総合事業のサービス等が適切に提供できるよう、ケアプランの作成等を行う事業でございます。

3目審査支払手数料、事業名、審査支払手数料納付事業は、保険給付費と同様に、サービス事業

者の審査及び支払いに関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、その手数料を支弁するものでございます。

4目一般介護予防事業費、事業名、一般介護予防事業は、65歳以上の第1号被保険者等を対象とし、介護予防教室等を実施するもので、介護予防に関する知識の普及啓発を行うために必要な経費を計上したものでございます。

36ページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名、包括的支援事業は、16カ所となる地域包括支援センターの運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

1節報酬の委員等報酬は、地域ケア推進会議委員等の報酬、13節委託料は、16カ所の地域包括支援センターの業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の情報機器借上料は、地域包括支援センター電算システムの借上料でございます。

2目任意事業費、事業名、任意事業は、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、被保険者、介護者等に対し必要な支援を行うものでございます。

37ページに参りまして、上から3番目、13節委託料は、給食を調理し、安否を確認しながら配達する配食サービス事業や徘徊高齢者探索サービス等の委託経費でございます。

次の3目在宅医療・介護連携推進事業費、事業名、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

13節委託料は、医師会等に在宅医療介護連携拠点の運営を委託するための委託料でございます。

次の4目生活支援体制整備事業費、事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活において支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

13節委託料は、生活支援コーディネーターの配置を社会福祉協議会等に委託をするための経費でございます。

38ページに参りまして、5目認知症総合支援事業費、事業名、認知症総合支援事業は、保健医療、福祉の専門チームにより早期診断、早期対応する認知症初期集中支援推進事業で、認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。これらの事業は、事業の企画や実施につきまして構成市町で行い、事業に係る予算につきまして、本特別会計において確保し、執行することとなります。

39ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金でございますが、基金の預金利子を同基金へ積み立てするものでございます。

40ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡、転出等により過誤納となりました過年度分保険料の還付金でございます。

す。被保険者数の増加によりまして、還付対象者が増加傾向にあることから増額といたしました。

41ページに参りまして、6款1項1目予備費は500万円を計上したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻りまして、8ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年賦課分は、平成30年度分として賦課し、納付いただく保険料で、第1号被保険者10万5,956人分の見込み額でございます。

9ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金で、1目介護保険負担金は、保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は、人件費、業務経費等に対する負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・生活支援サービス事業費に対する負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の各事業費に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は、所得段階が第1段階の低所得者の保険料について、1人当たり年額3,300円を減額するためでございます。これらにつきましては、後ほど議案第6号から第9号で御説明をいたします。

11ページに参りまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する国の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が20%、施設等給付費が15%でございます。

2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、保険者の財政力格差の調整を図る交付金で、介護給付費調整交付金が給付費総額の2.71%の負担割合を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で、負担割合は20%、平成29年度まで1目に計上していた総合事業調整交付金については科目変更いたしまして、その負担割合は3.30%でございます。

12ページに参りまして、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業等に係る交付金で、負担割合は38.5%でございます。

13ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付費に係る第2号被保険者の保険料に相当する額として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様に介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、交付割合はいずれも事業費の27%でございます。

14ページに参りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する県の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日

常生活支援総合事業に係る交付金で、負担割合は12.5%でございます。

15ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業等に係る交付金で、負担割合は19.25%でございます。

16ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

17ページに参りまして、8款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について準備基金から繰り入れするものでございます。

18ページに参りまして、9款1項1目1節繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

19ページに参りまして、10款諸収入でございますが、それぞれの収入に対する科目設置等でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

42ページから48ページは、給与費明細書でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、49ページをお願いいたします。49ページでございますが、議案第6号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。市町別負担金でございますが、平成30年度の介護給付費見込み額は、表の一番下の計欄の中央にございます266億2,603万3,000円で、このうちの12.5%、右側の数字でございますが、33億2,825万4,000円、こちらが保険者の負担額となります。市町別の負担額につきましては、この保険者負担額に平成28年度の市町別介護給付費の決算額の構成比をそれぞれ乗じて算出したものでございます。

算出をいたしました市町別負担額は、一番右側の欄のとおりでございます。熊谷市、17億340万336円、深谷市、12億4,942万6,599円、寄居町、3億7,542万7,065円でございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

次に、51ページをお願いいたします。議案第7号 平成30年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金についてでございます。

52ページをお願いいたします。市町別の負担割合でございますが、均等割10%、総人口割と高齢者人口割をそれぞれ45%で負担をしていただくものでございます。

これにより算出した負担金額は、右側の合計欄でございますけれども、熊谷市2億5,833万1,022円、深谷市、1億9,094万4,761円、寄居町、6,111万217円でございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

次に、53ページをお願いいたします。議案第8号 平成30年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について御説明をいたします。

次の54ページをお願いいたします。地域支援事業の負担金は、介護予防・生活支援サービス事業

費及び包括・任意事業費に係る負担金に分かれております。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては事業費の12.5%、包括・任意事業費につきましては事業費の19.25%となっております。市町別の負担金は、それぞれの事業費の合計見込み額に市町の高齢者人口の構成比を乗じて市町別事業費を算出しております。その事業費にそれぞれの負担割合を乗じて算出し、合計したものでございます。

負担金額でございますが、表の一番右側の合計欄のとおりでございます。熊谷市、9,382万2,411円、深谷市、6,717万508円、寄居町、1,812万7,081円でございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

次に、55ページをお願いいたします。議案第9号 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について御説明をいたします。

次の56ページをお願いいたします。軽減措置の内容でございますが、所得段階が第1段階の低所得者の保険料について、年額3万3,000円を2万9,700円に減額するものでございます。こちらの額につきましては、後ほど条例改正のほうで詳しく説明をさせていただきます。保険料軽減額は1人当たり3,300円となり、これに対象人数を乗じた額が各市町の負担金となります。

合計は、表の一番右側の上から、熊谷市、3,071万5,500円、深谷市、2,059万2,000円、寄居町、615万4,500円でございます。

議案第9号につきましては以上でございます。

議案第1号から議案第9号までの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**松岡議長** 以上で提案者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時04分 休 憩

午後 3時17分 再 開

○**松岡議長** 休憩中の会議を再開いたします。

これより9件に対する質疑に入ります。

林議員。

○**5番林 幸子議員** 5番、林幸子です。それでは、御説明をいただきましたので、何点かお伺いをいたします。

まず初めに、資料ナンバー2の36ページ、包括的支援事業についてお聞きします。こちらは報酬ということで、委員等報酬、こちら、29年度59万2,000円のところを30年度予算では29万6,000円となっております。こちらは地域ケア会議の委員の報酬ということで御説明がございましたけれども、この委員の内訳、それから開催の単位、あと年何回ぐらい開催するのか、それから減額の理由につ

いてお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

包括的支援事業の中の報酬の委員報酬でございますが、これは先ほど申し上げたとおり、地域ケア推進会議というものの報酬でございます。減があります。これは、29年度につきましては、個別会議の実績がかなり多目に見てあったということで、30年度、7期のスタートに当たりまして、その辺を、実施を確実にできるという回数に減らしたことによる減と、回数の減ということでございます。

地域ケア会議の開催回数ですが、これについては何回というのが決まっておるものではなくて、それぞれの、これは構成市町の事業でございますので、構成市町のほうでその辺を企画いたしまして、何回ぐらいできるかということで予算計上をしておるので、1日何回ということでの回数ではございません。

構成メンバーでございますけれども、こちらにつきましては、基本的には、これにつきましては、専門職に参加をいただいておりますので、例えば理学療法士さん、管理栄養士さん、歯科衛生士さん、このような専門職の方々にアドバイザーとして個別会議に参加をいただいで、いろいろな個別の事案につきまして検討するというものでございます。

以上でございます。

○松岡議長 林議員。

○5番林 幸子議員 それでは、下の段の報償費についてお伺いいたします。

こちらは、前年比マイナス743万4,000円ということで、参考資料の中に減額の理由として、前年度の実績に基づき、適正に見込んだというふうにありましたけれども、29年度はどのような内容だったのかお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

これにつきましては、開催の回数が29年度に比べると、29年度、かなりの回数を構成市町で見込んでおりまして、例えばアドバイザーとして、こちらが、例えば熊谷で見ますと、5人予定しているところ、18回、8包括というような数字だったのですけれども、こちらについて、年6回で8包括というような形に、現実的に実施できる開催回数ということで、金額のほうは29年度に比べると減っているということでございます。

先ほどの1番の報酬のところでございますけれども、この報酬と報償費のところなのですが、私、先ほど報償費の個別会議のことでお答えをしたのですが、1番の報酬につきましては、地域ケアの推進会議という会議、推進会議と個別会議と2種類ありまして、報償費のほうは地域ケアの個別会議、1番の報酬のほうは地域ケアの推進会議というもので、推進会議のほうは基本的には

構成市町のほうが主催をいたしまして、これが年1回から2回、下の報償費の個別会議については包括が主体で行っておりますので、包括のほうでそれぞれ何回行えるか、そこにアドバイザーが行っているいろいろアドバイスをするという内容でございます。ちょっと勘違いをいたしまして、報酬のところを個別会議でお答えしてしまったのですけれども、報償費のほうが個別会議、1番の報酬のほう地域ケアの推進会議というものでございます。

以上です。

○松岡議長 林議員。

○5番林 幸子議員 今の件については理解をいたしました。

続きまして、その下の37ページになりますけれども、生活支援体制整備事業、こちらが、参考資料を見ますと、生活支援コーディネーターの業務増に伴い増額したということで、前年度比に比較しますと、1,488万4,000円と大きく増額となっております。この業務増に伴い、その業務内容について、どういうものがあるのかお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

委託料の増の部分でございますけれども、この中身につきましては、生活支援コーディネーター、これは第1層と第2層というのがあります。第1層につきましては、社会福祉協議会に委託しております。ですから、構成市町ごとに1つずつですので、3カ所ということです。

第2層につきましては、包括に委託をするものです。これにつきましては、第1層のコーディネーターについては、早い、寄居町ですと27年の10月ごろから第1層のコーディネーターを置いて、1層のほうはかなり早く整備が、配置ができたのです。それに対して、2層のほうにつきましては、まだ正直、これからという部分がございます、深谷市さんのほうが一番早く、29年の4月から2層を置いています。熊谷につきましては、この4月から第2層のコーディネーターを置く予定でございます。ですから、その分が委託料の増として生じているということです。

コーディネーターの業務なのでございますけれども、これについては、地域支え合い推進員というふうに呼んでいるのですが、地域で生活支援、介護予防のサービスの提供体制の構築に向けた、この言葉どおり、コーディネーター機能、主に資源開発やネットワーク機能の構築、そんなようなものをこの生活支援コーディネーターが行っていると、その部分が徐々にふえてきているということがございます。

以上です。

○松岡議長 林議員。

○5番林 幸子議員 ありがとうございます。

それから、予算の中の、ちょっとページ数がわからないのですけれども、居宅介護支援について、こちら、平成26年の改正法では、平成30年度より指定権限を都道府県から市町村、つまり熊谷、深

谷、寄居の場合は広域組合に移すこととなっておりますけれども、これまで以上に事務的な負担がかかってくると思いますが、組合の現状について、職員体制について、それからケアマネジャーの育成や指導、支援について、計画、また今後、今後の計画についてお聞かせください。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

居宅介護支援事業所がこの4月に埼玉県のほうから権限移譲されてきます。こちらについては、かなり事業所数が多いです。150カ所ぐらい、大里管内にはある見込みです。先日、県のほうからの引き継ぎを行ったのですが、これに対応するために、主に管理係という部分が、係が担当しているのですが、その管理係の人員を今回の予算にも計上させていただいたのですが、業務経費の中、総務費の中で1名増員ということで、今まで管理係は5人体制だったのですが、1名ふやして6人体制でこの業務に当たっていかうという人員体制を整えております。

実際、権限移譲された以降、どんな形でどの程度影響が出てくるか、これはやってみないとわからない部分がございます。例えば事業所への指導などがありますので、相当、そういった部分については時間がかかる部分もあるのかなというふうに思います。ケアマネジャーさんのほうの事業所ですので、専門職の方々の事業所ということで、我々も権限が移ってきたことによって指導する立場にはあるのですが、これからその部分について、今、具体的にそれに対応するための準備、勉強を重ねていかうという段階でございます。

今後の計画につきましては、まだ、具体的にどういった手順でこの事業を行っていくかというのはこれから策定をするという状況です。いずれにしても、事業所を指導監督しなければなりませんので、それには、どんな手順で、どんなことをいつまでにやればいいのかと、今150カ所と言いましたけれども、150カ所を順に実地指導といってもなかなか難しい部分もありますので、例えば全員、全事業所を集めての集団指導とか、そんな形のものから手がけていくことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松岡議長 林議員。

○5番林 幸子議員 ありがとうございました。

では、最後に可燃ごみの関係でお聞きいたします。資料ナンバー6の35ページ、こちらに可燃ごみ市町別の搬入状況とありますけれども、2市1町、どこも人口は減少傾向にあるにもかかわらず、毎年ごみの量がふえているという点が不思議でならないのですけれども、先ほど冒頭、管理者から、今回についてはクロバネキノコバエの影響でネギの搬入量が、それによって増加というふうに御説明がありました。またそれも原因の一つというふうには考えますが、それ以外の増加の原因をどう捉えるか、また今後減量化に向けての対策についてどう考えるのかお聞きいたします。

○松岡議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

ごみの増については、先ほど管理者のほうから御説明がありましたが、クロバネキノコバエの増というものが、平成29年度の2月末時点で昨年度比1,270トンふえているというのが大きな要因になっております。そのほか、家庭ごみ、事業ごみについてもややふえているという状況であるのですが、平成28年度はごみ処理手数料を値上げしております。事業系のごみ処理手数料を150円から180円に上昇ということがございまして、確たる理由というのはわからないのですけれども、値上げによる、例えば事業所内の自助努力があったとか、ごみ減量に向けた取り組み姿勢が、ごみ処理手数料の増によってそういった影響があったのではないだろうかというような推測はしております。あくまでも推測の域ではございますけれども、そういったところから、29年度はまたもとに戻った形でふえているような状況にあるのかなと思います。

また、今後、ごみの減量についての御質問でございますけれども、我々のほうとしては、基本的にごみの減量については市町のほうでの施策であろうかとは思っておりますけれども、熊谷衛生センターであるとか江南清掃センターであるとか、市内の小中学生の子供たちが社会科見学で来る際には、ごみ減量に取り組んでいただけるような、そういった指導のほうをしております。そういったことから、ごみの減量が少しでも図れるような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○松岡議長 ほかに。

桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 それでは、資料ナンバー1の一般会計について質問いたします。

32ページになります。職員1名の増で21名になるということでした。先ほど簡単な説明はありましたが、もう少し、1名増にする理由やその後の、1名にした後の動きなどについて説明をお願いいたします。

○松岡議長 事務局次長。

○島田事務局次長兼総務課長 それでは、お答えいたします。

職員1名を増員する理由につきましては、現在、大里広域市町村圏組合では、平成22年度に策定いたしましたごみ処理施設の長寿命化計画に基づきまして、平成25年度から工事に着手させていただいているところでございますけれども、平成30年度までの6年間を計画期間といたしまして、基幹改良工事を実施しているところでございます。ただ、この基幹改良工事につきましても、新しい工場をつくるというのではなく、あくまでも施設の延命化を図っていかうということで着手させていただいているところでございます。その目標が12年ということで、目標を設定させていただいているところでございます。

冒頭、議案説明の中で局長からも御説明させていただきました、組合のごみ処理基本計画、こちらも計画年度、22年度から31年度まで、これは10年間ということで計画を策定させていただいてい

るわけなのですが、こちらが31年度に計画の終期を迎えるということになっており、ごみ処理基本計画などの策定業務が増加いたします。また、今業務課長から構成市町ということでお話をさせていただいたのですが、組合を構成しております熊谷市、深谷市、寄居町のごみの排出量等の、ごみ焼却施設につきましては構成市町と密接な関係がございます。そういったことから、業務量が増加する部分につきまして、職員1名増、特に現在、業務課には、熊谷市、深谷市からの職員派遣で業務の取り回しをさせていただいているところなのですけれども、こういった構成市町との密接な調整を進めていこうということで、1名増員部分につきましては、寄居町から新規に職員を派遣していただくということで予定しております。

以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 了解しました。

では、次に、同じナンバー1の40ページ、管理運営費の市町別負担金についてお聞きします。深谷市、熊谷市、寄居町、ともに均等割が10%ということですが、寄居町の負担が大きいのではないかなと思います。どんな経緯でこの割合になったのか、組合が、大里広域ができてからずっと同じような割合になっているのかお聞きします。

○松岡議長 事務局次長。

○島田事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

負担金の内訳のうち均等割の部分についてでございますけれども、こちらにつきましても、先ほど議案説明の中で局長が御説明させていただきました。事務費につきましては、組合の規約の中に規定がございまして、こちらは、大里広域市町村圏組合は昭和47年の4月1日に設立されまして、業務を開始しております。この当時の負担割合につきましては、均等割20%、人口割80%でした。組合の設立当初は不燃物のみの処理をやっておりましたので、不燃物につきましても、こちらの事務費の例に倣いまして、均等割20%、人口割80%ということで当初始まっております。その後、事務費につきましては、平成17年度まで同じ割合でした。

不燃物の部分につきましては、平成元年、それと平成2年、2カ年にわたって見直しが図られているわけなのですけれども、当初、平成元年には均等割20%、人口割を10%減らしまして70%ということになっております。新たに加わりましたのが搬出量割ということで、10%が入りました。翌年度、見直しが行われ、均等割を10%、人口割、搬入割、それぞれ45%ということで、現在の10%、45%、45%というのが初めて入ってきております。不燃物につきましては、17年度、現在も同じような割合になっています。

もう一つ、可燃物につきましては、こちらは昭和47年当時にはございませんでした。入ってきたのが平成13年度、13年4月1日から加わったものでございますけれども、こちらはごみ焼却施設の管理運営業務が組合に移管されたということで始まったものでございます。当初、13年から17年

までの負担金の内訳ですけれども、均等割が25%、人口割、搬出割、こちらがそれぞれ37.5%という内訳でございました。平成17年度に見直しを行いました。この見直しされた理由というのが、この大里広域市町村圏管内、当時2市7町あったわけなのですが、合併により、現在のような団体数に変わってくると、その中で負担金を見直していこうということになりまして、均等割部分を現在の10%、それと事務費につきましては人口割90%という割合になっております。清掃関連の不燃物、可燃物につきましては、人口割45%、搬出割45%というような内訳で見直しが図られてきております。その割合で現在に至っているような状況でございます。よろしく願いいたします。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 現在は、負担割合についての見直しというのは特に行われていないのでしょうか。

○松岡議長 事務局長。

○矢吹事務局長 合併が一段落をいたしまして、構成市町のお話し合いによってまとめられた今の数字について、特に変更のお話は構成市町から出ておりません。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 了解しました。

では、介護保険特別会計についての質疑をいたします。平成30年度からいろいろ変わっていくとは思いますが、利用負担に変更はあるのでしょうか。変更がある場合には、その対象者と人数についてお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

30年度法改正によって変更のある部分なのですが、まず利用者負担が、一部の高所得の方々が3割負担ということが8月1日から施行の予定でございます。これにつきましては、考え方とすると、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とするという考え方です。具体的に申し上げますと、対象者なのですが、合計所得金額のほうで220万円以上で、かつ単身、ひとり暮らしの方については年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上、2人以上の世帯では年金収入とその他の合計所得金額が463万円以上の利用者が3割負担となります。

人数なのですが、これは国の見込みなのですが、3割負担となりまして、負担増となるのは全体の約3%というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 3%というのは、全体の、それとも今現在2割の人の3%ですか、全体ですか。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

2割の人の3%ということではなくて、全体の3%と。例えば大里広域管内でいいますと、2割の方がたしか8%ぐらいだったかなというふうに思いますので、2割の方がその割合ですから、それに対して3割の方ということになると、広域で何%というのはまだわからないのですけれども、国が示している3%ぐらいな割合になるのかなというふうには予想はしております。

以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 次に、ナンバー2の28ページ、29ページ、福祉用具の関係なのですが、上限設定が10月からされるようなことを国が言っているわけですが、具体的などころでどうなるのか、また保険給付からそもそも外れるものがあるとしたら、どういうものが予定されているのかお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

福祉用具の貸与の価格の上限設定の点でございますが、これにつきまして、現時点で把握をしている内容を御説明申し上げます。現在、同じ商品であっても、福祉用具の貸与価格につきましてはばらつきがあるため、適正価格での貸与を確保する観点から、平成30年10月から国が商品ごとに全国平均貸与価格と上限価格を設定いたしまして、その上限価格を上回る貸与につきましては保険給付の対象外とすることとなっております。額の詳細につきましては、まだ公表されていません。10月ごろに国では公表を予定しているという話は聞いております。

以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 では、介護予防・生活支援サービスのところでお聞きします。

ナンバー2の34ページ、これについては、要支援者が利用する訪問通所介護を、国がボランティアや自治会などで行うようなものにどんどん移行しなさいというのが出ていて、ただ、この組合については、今までの事業者に頼んでいるということにこれまでなっていました。ただ、保険給付ではなくて、市町村事業に制度的には移っています。29年度と30年度のサービス事業者の状況に変更があるかどうか、また給付事業と比較して、事業者の報酬や、また利用者の利用料、これについての変更、報酬の引き下げや利用料の値上げなどがあるかどうかお聞きします。

そしてもう一つ、国が推奨していますボランティアによる支援提供というのは、この組合内で現在あるのかどうかお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

いわゆる総合事業のことですが、まず要支援者が利用いたします訪問と通所介護サービスにつきましては、29年度と同様に、30年度も引き続き従前の予防給付と同様のサービスを提供していくということで、そういった予算組みをしております。給付事業と比較をして、事業者への報酬引き下げや利用者の利用料値上げということはありません。

それと、国が推奨しているボランティアによる支援提供でございますが、現在のところ、構成市町で提供している地域支援サービスにつきましては、ボランティアによる支援提供はございません。

以上でございます。

○**松岡議長** ほかに。

鈴木議員。

○**12番鈴木三男議員** 特別会計のほうでお尋ねをしたいと思うのですが、今回の予算立ては、条例の改正で介護保険料を引き上げていくということで、昨今の新聞等で発表になっているわけですが、引き上げ額からすれば、基準で300円というようなことで、年間3,600円というふうな形で、予算の、条例の中で出てくると思うのですが、引き上げとしては多いほうではないみたいな感じがするのですが。

そういう中で、保険料の徴収の関係が心配されるわけなのですが、資料2の23ページの関係で、賦課徴収費と滞納処分費という関係があるわけなのですが、これで委託料ということで、徴収等の処分の関係の委託料というのがあるわけなのですが、この委託料というのはどういう中身なのかお尋ねをします。

○**松岡議長** 介護保険課長。

○**田島介護保険課長** お答えいたします。

まず、23ページの賦課徴収費のほうの委託料670万円でございますが、これにつきましては、日計処理をOCRで行っておりまして、その業務をAGSという会社に委託をしている委託料と、あと例年、本算定を行う、7月ごろ行って、8月から変わるのでございますけれども、本算定の納付書の打ち出しや製本、封入といった業務を介護保険システムの保守を委託しております、ジーシーシーという会社に委託をする委託料をここに計上しております。

それと、滞納処分費のほうの委託料でございますが、一番下、340万円、これにつきましては、電話催告、コールセンターと呼んでいるのですが、そこで滞納対策として電話をして、支払っていただけるようにお話をするという業務を業者に委託しております。3人で6カ月間というようなことでの中身でございます。

以上です。

○**松岡議長** 鈴木議員。

○**12番鈴木三男議員** ありがとうございます。

この委託、滞納の関係で委託をして、払ってくださいということだと思っておりますけれども、介護

保険の保険料というのは2年で時効になるという関係もあるのですけれども、ただ、ペナルティーがかなりこれは、国保とはちょっと違って、時効の問題と、給付の制限といいますか、ちゃんと払っていないと、実際に利用するときに制限がされるわけなのですけれども。前回もちょっとお尋ねをしたのですけれども、利用制限されている現状というのは、現在どのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

介護保険料は2年で時効を迎えます。時効を迎えてしまいますと、払いたくても払えないということで、そのペナルティーとして、制度の中身として、国のほうが用意をして、準備をしているのが給付制限ということでございます。これは3月19日現在の数字なのですけれども、人数です。熊谷市が給付制限を受けているのが37人、深谷市が23人、寄居町が8人、広域全体で68人でございます。

以上でございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 ありがとうございます。

給付制限の中身ですが、通常ですと利用料を1割払えばいいわけなのですけれども、先ほど、今言ったように、2割の人は3割取られるということもあるわけですが、そういう給付の制限をされる中身も一つあると思うのです。それから、滞納の期間によって、1年でしょうか、1年半とか2年とか、その滞納の期間によっても制限の内容が若干違うのではないかなというふうに思うのですけれども。

それともう一つは、いわゆる時効になって、要するに、払いたくても払えないというお話だったので、給付制限を受けた、利用料、3割を払わなくてはならないのはずっとなのか、それともいつかは所得に応じて1割とか2割になるのか、そこら辺の関係、滞納の関係でちょっとお尋ねいたします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

給付制限のかかる期間でございますけれども、これは算定式がございまして、未納期間と未納している額に応じて計算されることとなりますので、かなり個人差が出てきます。その期間が過ぎれば、もとの1割、2割に戻るということでございます。

以上でございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 式があって、それに合わせてということなのですけれども、一般的にはどれくらいなものでしょうか。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

一般的というのがなかなか難しい部分があるのですが、本当に短い方につきましては、一月という方もいるし、年数、2年、3年とか、かなり、計算によっては、滞納期間が長い方も正直いらっしゃるので、その計算式に当てはめると、年単位で制限がかかってしまう方もいらっしゃいます。一方で、短期間で終わる方もいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 そういう実態が一つ、介護保険には大きな問題があるというふうに私は思うのです。本来は社会保障なわけですので、お金を滞納される方というのは、それなりの事情があって滞納されているわけですので、その方が実際利用するとなると、そういう、利用する、利用料が、3割がずっと続くというのは大きな問題ではないかなと思うのですが。

それで、先ほど、滞納している方に電話をして、お金を払ってくださいというお話もあったのですが、昨今、差し押さえの問題がマスコミにおいても取り上げられているわけですが、介護保険でも差し押さえをされているというわけですが、この状況というのはどういう状況なのでしょうか、お尋ねいたします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

厚生労働省のほうで全国的な調査を行った結果が昨年示されたのですが、それによりますと、全国の約3割程度の保険者、市町村で差し押さえるのほうを行っているという調査結果が報告をされております。

以上でございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 お尋ねしたのは、この大里の広域はどの程度あるのですかというふうにお尋ねしたのですが。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 差し押さえにつきましては、現在大里広域では実施はしておりません。

以上でございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 ありがとうございます。了解いたしました。

では、次に移ります。28、29ページの住宅改修費の関係について、前回もお尋ねした記憶があるのですが、介護サービスの中で住宅改修も金額的には大きいと思うのですが、利用されている件数についてお尋ねいたします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

まず、28ページのほうの住宅改修費でございますが、こちらにつきましては、要介護認定者が対象で、こちらのほうが要介護認定、29ページの介護予防サービスのほうが要支援認定者が対象でございます。

件数でございますけれども、第7期の介護保険事業計画では、国の見える化システムにおきまして、居宅介護サービス給付のほう、要介護認定のほう、こちらのほうが948件、介護予防サービス給付費、こちらは要支援のほう、こちらのほうが228件を見込んでおります。なお、本年2月の申請分までの今年度実績で申し上げますと、要介護が697件、要支援のほうが234件となっております。

以上でございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 ありがとうございます。多くの方が利用されているという状況であります。

もう一点お尋ねをしたいのですが、37ページになります。地域包括支援の関係について先ほど来お尋ねをしていますけれども、深谷のほうで16カ所で包括支援センターができたよというようなお話もございました。これからは、そこが中心でというふうな状況だと思うのですが。

それで、3番目の、先ほどちょっと説明があったのですが、在宅医療・介護連携推進事業費なのですが、医師会でということなのですが、この事業というのをもう少し詳しく御説明いただきたいと思うのですが。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

在宅医療と介護連携の事業でございますが、この言葉のとおり、在宅の医療と介護サービスが別々ではなくて一体的に提供ができるように、医療機関と介護サービスの事業者のほうで連携を深める事業ということで行っております。その拠点になるのを場所を決めまして、そこを、深谷市と寄居町につきましては深谷寄居医師会さんのほう、熊谷市につきましては埼玉慈恵病院さんのほうに拠点を置いて、具体的な部分の相談等をやっているということでございます。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 お医者さんと相談をするということで、お医者さんが広域訪問するということでは、個々に訪問するということではなくて、イメージがちょっと湧かないのですが、お医者さんを中心にして、そこで講演会だとか講習会だとか何か、具体的にどのようなことをやられるのか、ちょっとイメージとしてわかりましたら教えてください。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

これは、医療と連携の、定期的に会議みたいなのを開いて情報交換を行うことによって、お互い

の、医療関係者につきましては介護の部分がよくわからないという部分もあるし、介護事業者にとっては医療の部分がわからないということですので、お互いにそういう情報共有を行うというような会議等を設定したり、あとは、それぞれ啓発の、こんな内容の相談をやっていますよというようなパンフレット等を作成したり、あとは研修会を行っていただいたり、そんなような経費をこの事業の中で見込んでおります。その拠点になっているのが、先ほど申し上げました在宅医療介護連携拠点ということで、その中でコーディネーターさんというのを置いて、その方が今言ったような連携のために動くというようなイメージの事業でございます。

以上です。

○松岡議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 どうもありがとうございました。

これから主に、具体的に行われていくと思うのですが、地域支援事業、総合事業ということでこれから進められるのかなというふうに思いますけれども、先ほど桜井議員の、ボランティア、まだかかわっていないというようなことなのですが、そういう方向がこれから強められてくるのかなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○松岡議長 ほかにございますか。

閑野議員。

○4番閑野高広議員 一般会計から1件と、特別会計から何件かお尋ねいたします。

まず、一般会計のほうは24ページからになりますが、熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センターのそれぞれの13節委託料の中の保守委託料、これにつきましては、こちらのナンバー6の資料にも記載がありますが、特にこの予算上は、江南、そして深谷ともに、基幹改良工事によって納入された高効率型の電気機器等によって電気使用量が大幅に減ったということで計上されております。

そこでお尋ねいたしますが、熊谷衛生センターについて、24ページの一番上の保守委託料2,890万円については、第二工場についてはもう基幹改良工事が終了しているかと思うのですが、この金額の中に第二工場の、江南と深谷、同じように見込まれる導入によって効率化された部分というのが幾らぐらい含む、金額にはもちろん含まれていませんが、それが行われていなかったとしての削減効果としてはどのぐらい見込まれているものなのか、こちらについてと、第一工場の基幹工事が終わったら、同じような理屈になるかと思うのですが、この金額が基幹工事終了後にはどのような金額になるのか、ここについて、もしおわかりになれば教えていただければと思います。

○松岡議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

基幹改良工事を行いまして、高効率化のモーター等を使うことによって電力の削減というのが図

られております。その中で、今おっしゃられた保守委託料というところのほかに、11、需用費の光熱水費というところに電気、水道等の料金ということで支出する額がございます。このところが、基幹改良工事を行ったことによって、省電力化ということで電気代の軽減、削減効果というのが図られております。

具体的に申し上げますと、熊谷衛生センターでは、電気の契約料金が従前は1,330キロワットであったものが、来年度からは、今、見込みとしては1,200ワットまで軽減になるというふうな見込みを持っております。それから、深谷清掃センターですが、同じく契約電力につきましては740キロワットであったものが、高効率化によって645キロワットに契約の変更ができるという状況です。それから、江南清掃センターにつきましては、700キロワットであったものが650キロワットということで、それぞれ基幹改良工事による電力の削減ということで効果が出ているのかなというふうに考えております。

おっしゃられた保守委託料のところでございますが、この保守委託料については、公害防止用の電力測定装置の保守点検などに要する経費でございます。保守点検を行いながら、交換部品等があれば交換をあわせて行っておりますので、その交換をする内容によって、年度ごとに、また事業所ごとに歳出額の増減というものが異なります。

以上でございます。

○松岡議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 わかりました。

続いて、特別会計のほうについては、23ページ、滞納処分経費につきまして、秋の決算のときに私は質問させていただいたかと思うのですけれども、そのときに引き合いに出させていただいたのが、監査の見解を引き合いに出して御質問させていただきました。特段の指摘があったのではないかと思います。今回のこの予算組みを考える上で、こちらの滞納処分経費についての、どのようにそういったことを踏まえてこのものにしたのかということについての考え方について確認をさせていただければと思います。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

滞納対策につきましては、これまでも電話催告、臨宅徴収等を通じて、介護保険制度を理解していただけるように丁寧に説明をする中で収納につなげていくということでやってきましたので、これは引き続き、当然行っていきます。監査等で指摘があった部分への対応ということでございますが、今年度から催告書のほうは年3回に増やしておりますので、これは引き続き行います。それとは別に、特に高額滞納をされている方、全体ではなくて、特に高額の対応をされている方につきましては、差し押さえを念頭に、支払い能力の把握のために預貯金調査を実施する、そういった場合もあるというような旨を記載した、催告書とは別に催告の通知書というのを発送して、ターゲッ

トというか、高額滞納者に絞り込んだ形での催告ということをやっているという中で、今回の滞納処分費の郵便料のほうではその部分は予算措置として計上してございます。

以上でございます。

○松岡議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 続きまして、26ページの、ここで計上されている趣旨普及費であります、済みません、もう一度、この趣旨普及費というのは何のためのものなのか、ここについてちょっと、そもそもになりますけれども、お聞かせいただければと思います。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

介護保険制度の中身、内容を御理解いただくために、わかりやすい広報、パンフレットをつくって、これを配布すると。配布をするといっても、全戸配布ではないのですが、各市町の事務所、あとは包括の窓口等に置きまして、今回、7期を迎えるのに当たって、中身も介護保険料が変わってくるのが予定されていますので、その部分も含めた形で、わかりやすい、こんなサービスがあるよ、こういう方が使えるよというようなことを詳細にまとめた、わかりやすい冊子をつくって、それを通じて、介護保険制度の目的、中身というものを被保険者の皆様に御理解をいただくという意味での趣旨普及というものでございます。

以上です。

○松岡議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 わかりました。

最後ですけれども、34ページの一般介護予防事業費、こちらの13節委託料、こちらの委託先についてちょっと確認をさせていただければと思います。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

この委託料につきましては、介護予防教室や介護予防のサポーターの養成講座等を委託するものでございます。これは構成市町ごとに企画をさせていただいているのですが、例えば熊谷市でいきますと、いきいき元気教室というのをやることを予定しているのですが、これにつきましては、熊谷市内の社会福祉法人に委託をして行うということを熊谷市のほうでは予定をしております。

また、介護予防のサポーター講座につきましては、埼玉県の理学療法士会、こういう専門職の団体に対しまして委託をするということを予定しております。深谷市、寄居町もそれぞれ同様の団体に委託をするということを考えております。

以上でございます。

○松岡議長 ほかに。

小島議員。

○2番小島正泰議員 私のほうから、では1点だけ聞かせてください。2番、小島正泰です。

参考資料の5ページ、ごみがふえた背景には、恐らく、値上げしたごみが落ちついて、また戻ってきたのではないかというところがあったと思うのですけれども、平成28年4月に事業系ごみの値上がりがあって、来るごみが減ったということがあって、ただ、ごみは減ったけれども、単価が上がったから、収入的にはもっと、安定していましたよと、少しプラスだったというのは覚えているのですけれども、そのまま、では落ちついたから返ってきたと、ごみがふえている分、単価も上がっているから、もっと利益が出てしまっていると思うのですけれども。そもそも利益を出すのが目的で値上げをしたのではないのだと思うのですけれども、近隣の値段と比べてまだまだ安いのだろうかということと、であるならば、まだこれから上げる必要があるのではないか、誰がこの値段を決めているのだろうかというところを総括的にちょっとお答えしていただきたいと思います。

○松岡議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

まず、近隣の状況でございますが、本年の1月1日現在でございます。児玉郡市広域市町村圏組合につきましては、10キロ当たり200円、事業系ごみです。埼玉中部環境保全組合、10キログラム当たり180円、鴻巣行田北本環境資源組合、10キログラム当たり150円、近隣ですとこの3団体になるかと思いますが、3団体を平均しますと177円というような状況でございます。

また、ごみの値段を180円というふうな形で昨年度値上げをしておりますけれども、ごみ処理に要する経費を全体搬入ごみ量で割り返しますと、おおむね10キログラム当たり186円というのが今の大里広域の状況でございます。ですので、実際の処理量とごみ処理手数料がおおむねバランスのとれた状況だというように考えております。

以上でございます。

○松岡議長 小島議員。

○2番小島正泰議員 承知しました。

今のお返事でいいと思うのですけれども、であるならば、多少、実際のごみ処理量がマイナスになっているのであれば、ふえればふえるほど、やっぱりマイナスになっていくと思いますので、その辺のバランスを考えて、ふえてもマイナスにならないような形で値段設定をされてはと思います。

以上です。

○松岡議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより9件を順次採決いたします。

議案第1号 平成30年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 平成30年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 平成30年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 平成30年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松岡議長 起立多数であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 平成30年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 平成30年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 平成30年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 平成30年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 4時24分 休 憩

午後 4時31分 再 開

○松岡議長 休憩中の会議を再開いたします。

△会議時間の延長

○松岡議長 お諮りいたします。

会議時間を午後6時まで延長したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○松岡議長 御異議なしと認めます。

したがって、会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

△議案第10号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

○松岡議長 次、日程第7、議案第10号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2

号) から議案第12号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第10号から議案第12号について、順次御説明をいたします。

最初に、一般会計補正予算から御説明いたしますので、資料ナンバー3、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第10号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に3億7,431万8,000円を追加し、総額を48億5,232万8,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入では、6款繰越金を補正するものでございます。

3ページに参りまして、歳出では3款衛生費を補正するものでございます。

次に、その内容について御説明いたします。歳出から申し上げます。7ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の25節積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、6ページをお願いいたします。6款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして、介護保険特別会計でございます。資料ナンバー4の特別会計補正予算書、1ページをお願いいたします。議案第11号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3億9,095万5,000円を追加し、総額を300億2,060万5,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」のうち歳入でございますが、2款分担金及び負担金、4款国庫支出金、7款財産収入及び9款繰越金を補正するものでございます。

3ページに参りまして、歳出では、4款基金積立金、5款諸支出金を補正するものでございます。

次に、その内容につきまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の25節積立金は、昨年度の繰越金を始め国の災害臨時特例補助金及び特別調整交付金、預金利子を準備基金へ積み立てするものでございます。

11ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目、事業名、第1号被保険者保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料、還付金は、死亡、転出等の資格異動、確

定申告等の所得更正により遡及して減額となった場合に還付するもので、例年より還付件数が多くなり、予算不足が見込まれることから、還付金を増額するものでございます。

また、2目、事業名、償還金、23節償還金、利子及び割引料、返還金は、平成28年度の保険給付費等が確定したことに伴う市町負担金の返納に要する経費を追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして、6ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項負担金、2目1節事務費等負担金は、国庫補助金の受け入れに伴う減額、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）、2節過年度分は、平成28年度の地域支援事業費の額が確定したことに伴い、市町負担金の不足額を補正するものでございます。

7ページに参りまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、東日本大震災被災者に対する減免措置分による補正でございます。

また、4目1節介護保険災害臨時特例補助金は、原発警戒区域等からの避難者の保険料減免分を受け入れるものでございます。

5目1節介護保険事業費補助金は、システム改修等に係る補助金受け入れに伴う増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、9ページをお願いいたします。9款1項1目1節繰越金は、市町負担金返納金の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、同じく資料ナンバー4、12ページをお願いいたします。議案第12号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正についてでございます。これは、補正予算で御説明いたしました、国の補助金の受け入れにより事務費等が減額することに伴う市町別負担金の減額でございます。

13ページに参りまして、負担金の補正前後の比較表でございます。事務費等の市町別の負担割合は、均等割10%、総人口割と高齢者人口割をそれぞれ45%で負担いただくものでございます。

今回の補正で減額する負担金は、表の一番右、熊谷市が94万2,021円、深谷市が69万4,019円、寄居町が22万3,960円でございます。

議案第12号の説明は以上でございます。

以上で、議案第10号から第12号までの説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○松岡議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより3件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第10号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次、議案第11号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

-
- △議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

○松岡議長 次、日程第8、議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例から議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第13号から議案第15号について御説明いたしますので、資料ナンバー5の議案書及び資料ナンバー6の参考資料をお願いいたします。

初めに、議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の1ページ、あわせて資料ナンバー6の27ページをお願いいたします。改

正内容でございますが、65歳以上のいわゆる第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険事業計画期間ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて設定することとされておりますので、第7期介護保険事業計画期間であります平成30年度から32年度までの3年間の介護保険料を設定するものでございます。

参考資料の30ページをお願いいたします。各段階ごとの保険料の比較表でございます。左から順に、第6期、第7期、改定案でございます、7期と6期の比較というふうになってございます。

中ほど、第7期の介護保険料につきましては、事業計画に定めるサービス費用の見込み額に、介護保険給付費準備基金残高を勘案し、保険料負担の抑制を図るとともに、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように、構成市町と調整をしながら設定したものでございます。

その結果、基準額となる第5段階の額を6万6,000円、このピンク色の欄でございますが、6万6,000円、第6期と比較いたしまして、年額3,600円、月額にしまして300円、また率にして5.77%の増というふうに設定をいたしました。これに各段階の調整率を乗じまして、第1段階の2万9,700円から第10段階の12万5,400円までの10段階の介護保険料としております。

各段階ごとの改定額及び改定率につきましては、一番右側の表のとおりでございます。

第6期の改定率につきまして、1.96%でございました。これと比較をいたしますと、3.81%高くなってございます。これにつきましては、第6期では、保険料に影響する介護報酬改定について、2.27%のマイナス改定でございましたが、第7期につきましては、介護の人材確保の観点から、0.54%のプラス改定となっております。また、今年度、第7期の介護報酬改定に先立ち、処遇改善を目的とする1.14%増の介護報酬改定も行われているところでございます。さらには、平成31年10月に予定をされております消費税率の引き上げによる影響を勘案したことなどが改定率上昇の要因というふうに考えております。

最後に、議案書の1ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日を平成30年4月1日とし、保険料の適用について経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、こちらは関連がございますので、一括して御説明をいたします。資料ナンバー5の議案書3ページ及び資料ナンバー6、参考資料31ページをお願いいたします。これらの議案につきましては、構成市町におきまして3月定例会で提案された議案と同様のものでございます。

平成30年4月1日より入間東部地区衛生組合と入間東部地区消防組合が統合し、入間東部地区事務組合となることから、平成30年3月31日付で入間東部地区衛生組合が脱退し、平成30年4月1日付で「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に名称変更するということにつきまして、埼玉県市町村総合事務組合規約の変更につきまして議会の議決を求めるといったような内容でござ

ございます。

以上で、議案第13号から議案第15号までの説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○松岡議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより3件に対する質疑に入ります。

桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 これから7期の保険料についての引き上げの改定の提案ですが、基準額、第5段階が年間3,600円の引き上げで、6万6,000円の年間の保険料になるということでした。保険料の算定方法で30年度変わる点というのは何か、まずお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

30年度に変わる介護保険料の算定方法の変更でございますが、まず第1号被保険者の保険料の段階判定に関する基準につきまして、平成30年度から、現行の所得指標であります合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得、いわゆる土地を売ったときの所得等でございますが、そちらに係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を合計所得金額として所得指標とするということでございますので、被保険者にとっては有利な内容になってございます。

以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 では、10段階ありますが、各段階の、1段階から10までの人数と割合についてお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

平成30年の3月1日現在でちょっと数字を押さえているのですが、そちらの数字で申し上げますと、まず第1段階が1万6,516人、15.8%、第2段階が6,064人、5.8%、第3段階が5,826人、5.6%、第4段階が1万8,072人、17.3%、第5段階が1万4,110人、13.5%、第6段階が1万6,317人、15.6%、第7段階が1万4,675人、14.0%、第8段階が6,910人、6.6%、第9段階が4,142人、4.0%、第10段階が1,874人、1.8%、以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 第1段階、第4段階の所得が、年金収入プラス、合計所得が80万円以下の方で、ここの数値が大変高いなというのを今思いました。

では、基金の、もう予算が通ってしまって、この後、条例改正というのが大変、ちょっと私としては段取りがこれでいいのかなとも思うのですが、1億456万8,000円というのが基金から繰り入れでした。現在の基金の残高と、それから第7期、3年間の中で基金の繰り入れをどのぐらいの予定

にしているのかお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

まず、28年度末の基金残高でございますが、これは確定しているものでございます、13億5,314万5,176円でございます。それで、平成29年度、今年度は、3月補正によりまして基金積立金が1億8,968万3,000円、また3億8,683万5,000円、基金から繰り入れる予算措置をしておりますので、29年度末基金残高は約11億5,600万円の見込みでございます。また、第7期の介護保険料の基準額を月額5,500円とするための取り崩し予定額は3年間で約9億3,500万でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 この9億3,500万というお金については、第1号被保険者の保険料の軽減に使われていくのでしょうか、確認ですが。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 おっしゃるとおり、基金を取り崩すことによりまして保険料負担を抑制するというものでございます。

以上です。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 では、年金から天引きする特別徴収というのと、それから年金額が少ないということで、納付書を送付して、それで納める普通徴収という、2つの納め方があるわけですが、特別徴収の人数、普通徴収の人数、また割合についてお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

平成29年、今年度の本算定時の数字でございます。まず、特別徴収が9万5,032人、割合が91.1%、普通徴収が9,294人、8.9%、以上でございます。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 先ほど滞納に関する質問も出たのですが、人数割合で滞納が多い階層というのはどこでしょうか。第1段階から10段階までありますが、階層についてお聞きします。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

滞納者の多い段階でございますが、第1段階、いわゆる本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年度合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等が対象となっている段階が一番多いと、人数割合として多い階層でございます。

以上です。

○松岡議長 桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 次に多い階層ってわかりますか。

○松岡議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

次に多い段階でございますが、第4段階でございます。第1段階が一番多くて、第4段階が次に多いということでございます。

以上です。

○松岡議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

桜井議員。

○6番桜井くるみ議員 議案第13号 介護保険条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

介護保険料は3年に1回見直しが行なわれて、4月から3年間の第7期介護保険料を引き上げること、これに基づく30年度の予算が先ほど通ってしまいましたが、引き上げることが今回の条例であります。引き上げ額は、基準額で年間3,600円、保険料は6万2,400円から6万6,000円になります。第1段階は1,600円増で2万9,700円、本人所得は第1段階と同額でありながら、世帯が課税世帯という第4段階は3,200円の増で5万9,400円となります。

引き上げの理由として、介護報酬改定で介護給付費が0.54%のプラスになったこと、また来年10月からの消費税増税などが挙げられました。消費税増税で福祉を充実するとしているにもかかわらず、介護保険料を引き上げ、さらに消費税の増税分を前倒しで高齢者から徴収するというのでしょうか。しかも、増税はまだ不確定とも言えるのではないのでしょうか。消費税の増税と介護保険料の引き上げで二重の負担増になります。

介護報酬についていえば、前回、実質は4.48%マイナス改定をしたこととなります。多くの事業所に影響を及ぼしました。今回のプラス改定では、事業所の窮状を打開するにはほど遠いと言わざるを得ません。介護報酬がふえるから介護保険料を上げる、一理ありますが、しかし、今回、これまで介護給付を高く見積もり過ぎたと言って、国や県の公費を減らしています。にもかかわらず、介護保険料だけの値上げとなっています。

介護保険財政の仕組みは、公費負担50%で、そのうち国が2分の1、つまり4分の1を国が負担するということになっています。保険給付費と地域支援事業費の合計額の25%と比較しても、約10億円少ない今回の国庫支出金になっています。国庫支出金は25%といいながら、実は定率分は20%で、調整率分5%です。30年度予算は、今回の組合予算では2.71%ということですので、25%が満たされていません。高齢者が少ない、低所得者が少ないという理由で2.71%ということになっています。

一方、第1号被保険者の保険料は、保険給付費と地域支援事業の合計額の23%、約64億300万円より多い、約68億7,100万円となっています。減らした分を第1号被保険者の保険料に上乗せする、このやり方はひど過ぎます。どの保険者にも25%の国庫支出金を保障した上で、調整分を上乗せすべきではないかと思えます。

滞納のために給付制限を受けている人は、3月19日時点で68人ということでした。滞納者が多い階層は第1段階と、次に第4段階ということでした。第4段階は、世帯が課税であっても、本人の年金が18万円以下の方が含まれますが、5万9,400円の保険料を払うこととなります。受け取った年金の3分の1以上の介護保険料です。高過ぎるといって声が多く聞かれるのは当然です。9億円以上の基金を投入したということですが、残りの基金や、また公費投入で保険料の引き上げを抑えるべきです。

今回の平成30年度からは、サービスの内容の改定にも影響が出ています。国が示しているように、福祉用具の上限を設ける、生活援助サービスは訪問回数を把握する、65歳以上の障害者の介護保険優先原則を強めていく、利用料の3割負担を始める、こういうことで利用控えが起きて、介護度が増す人がふえていくことにはならないかと心配です。サービスを受けづらくしたことで、ひきこもりや認知症の方がふえることとなります。施設入所ではなく、在宅をと進めているにもかかわらず、自宅で暮らすことが困難になります。予防対策に力を入れることと同時に、今必要なのは、こういうことが起きないように、施策の充実と、また受けやすい制度の充実だと思います。国や県、市町の公費負担増、またとりわけ国に対して意見を上げていただくことをつけ加え、議案第13号 介護保険条例の一部を改正する条例の反対討論といたします。

○松岡議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ほかに討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより3件を順次採決いたします。

議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松岡議長 起立多数であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△閉会の宣告

○松岡議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び富岡管理者、小島副管理者、花輪副管理者、関係者の皆様のおかげをもちまして、平成30年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼を申し上げ、閉会といたします。

午後 5時05分 閉 会